

異常気象等時の勧告制度に係る手引き

～ 荒天・台風接近時等における港長勧告等について ～

※本手引きでは、荒天・台風接近時における港長勧告等について、次のとおり説明します。

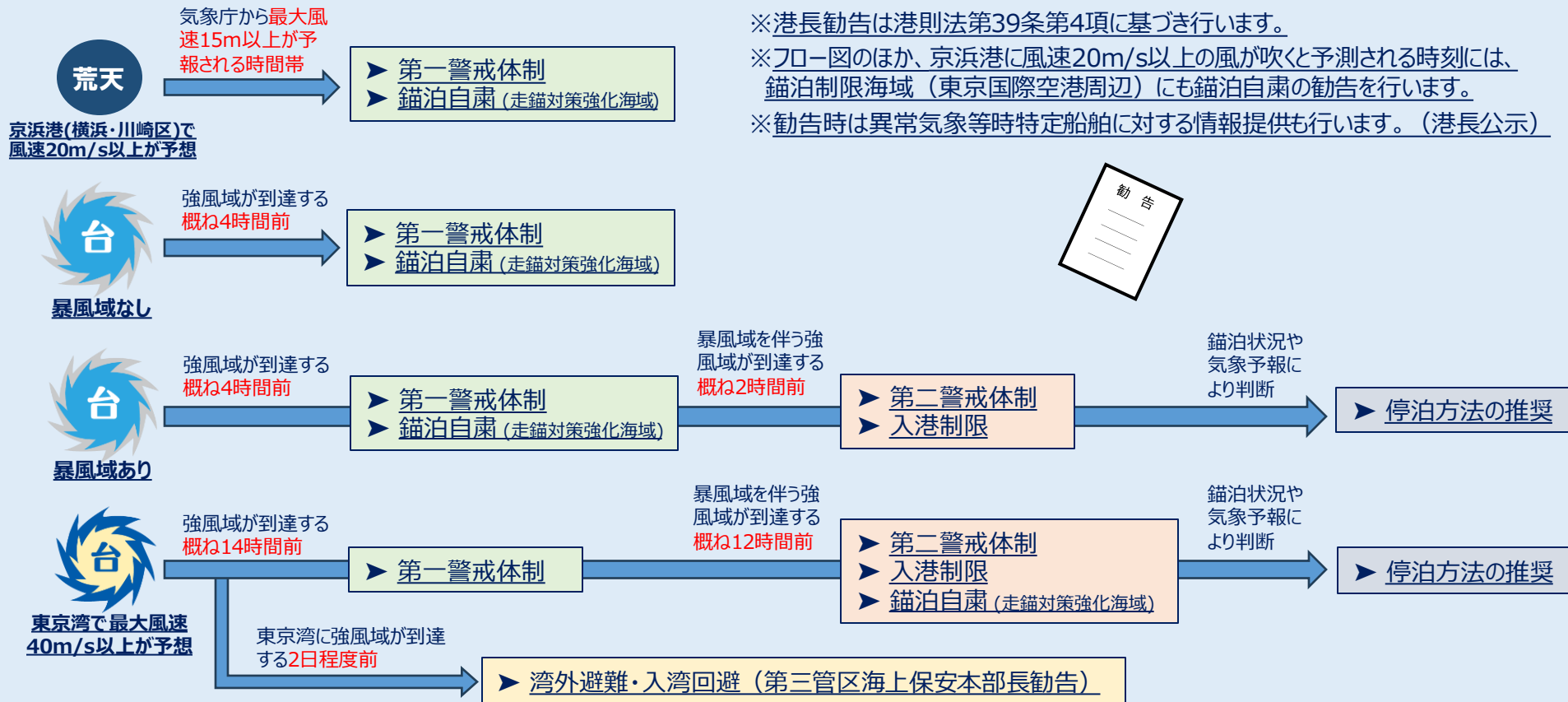
- 1 （基準） 荒天時等における勧告発出の基準について
- 2 （内容） 発出する勧告の内容について
- 3 （補足） 勧告の対象海域や対象船舶についての補足
- 4 （参考） 東京湾における勧告制度について（第三管区海上保安本部長勧告）



2026年9月1日現在の内容です。
勧告内容等は気象状況によって変わる
可能性があります。

【基準】京浜港(横浜区・川崎区)における港長勧告

荒天の形態



✓ ポイント

- ☞ 強風が予想される場合は、**走錨対策強化海域内の“コンテナ船など高乾舷船等に同海域外への出域”**を勧告します。
- ☞ 暴風域を伴う台風が接近する場合は、**京浜港での“入港制限”、“防波堤外への避難等(第二警戒体制)”**を勧告します。
- ☞ 東京湾で最大風速40m/s以上が予想される場合は、**東京湾での“湾外避難・入湾回避”**を勧告します。

2026年9月1日現在の内容です。
勧告内容等は気象状況によって変わる
可能性があります。

【内容】京浜港(横浜区・川崎区)における港長勧告

区 分	対象海域	実施事項	解除基準
第一警戒体制	横浜区 川崎区	1 在港船舶は、荒天準備をなし、必要に応じて直ちに運航できるよう準備すること。 2 荷役中止基準を厳守すること。また、荷役中の船舶にあっては天候急変に備え、荷役を中止できるように準備すること。 3 在港錨泊船は、VHF16chを継続聴守するとともに、船橋当直の増員配置、錨鎖の適切な伸出量の確保、AISの作動維持、要すれば機関のスタンバイ等を行い、厳重な走錨海難防止対策を講じること。 4 特に走錨対策強化海域（注1）内の錨泊船は、走錨による事故が多く発生している海域であることを踏まえ、前記3項目の走錨海難防止対策を徹底し、走錨の早期検知及び早期解消に努めるとともに、要すれば機関及びスラスタを起動し、当該バース等への衝突を防止すること。 5 在港係留船舶は、各岸壁の避難基準に従い対応し、荒天のため出港不可となる状況避けるため、余裕を持った行動をとること。 6 万一に備え、タグボートの手配ができるよう連絡体制を確立すること。	実測で風速15 m/s以下及び以後風が弱まると予想される場合
第二警戒体制	横浜区 川崎区	1 船舶は荒天準備を完了し、厳重な警戒体制をとること。 2 避難対象船舶（注2）は、原則として防波堤外に避難すること（但し防波堤外に避難することが適当でないと判断される船舶は、係留強化を行う等、十分な安全対策をとること）。 3 避難対象船舶以外の船舶は河川・運河その他の安全な場所へ避難すること。 4 木材・作業用資器材の流出防止措置を完了し、厳重な警戒体制をとること。 5 特に走錨対策強化海域（注1）内の錨泊船は、走錨による事故が多く発生している海域であることを踏まえ、走錨海難防止対策を徹底し、走錨の早期検知及び早期解消に努めるとともに、要すれば機関及びスラスタを起動し、当該バース等への衝突を防止すること。	台風通過及び暴風警報解除
入港制限	横浜区 川崎区	総トン数1,000 トン以上の船舶は入港しないこと。（ただし、旅客が乗船中の客船・フェリーにあっては、この限りでない。）	台風通過及び暴風警報解除
錨泊自粛	走錨対策強化海域	1 高乾舷船（カーフェリー、コンテナ船、自動車運搬船等）及び積荷積載率10パーセント以下の船舶にあっては、走錨対策強化海域（注1）内に錨泊しないこと。 2 走錨対策強化海域（注1）内に錨泊中の高乾舷船（カーフェリー、コンテナ船、自動車運搬船等）及び積荷積載率10パーセント以下の船舶にあっては、直ちに同海域外へ出域すること。	第一警戒体制及び第二警戒体制の解除
錨泊自粛	錨泊制限海域	3 東京国際空港（羽田空港）周辺の錨泊制限海域（注3）に錨泊しないこと。 4 東京国際空港（羽田空港）周辺の錨泊制限海域に錨泊中の船舶は、直ちに同海域外へ出域すること。 ただし、次の船舶を除く。 ① 人命又は財産の保護、公共の秩序の維持、その他公益上の必要が認められる用務のため、やむを得ず、錨泊制限海域で錨泊する船舶。 ② 船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず錨泊制限海域で錨泊する船舶。 ③ 前各号に掲げるもののほか、京浜港長が認めた船舶。	風速20m/s以下となった場合
停泊方法の推奨	走錨対策強化海域	1 走錨対策強化海域（注1）内に錨泊中の船舶にあっては、機関及びスラスタ（スラスタは装備船に限る）を起動すること。 2 走錨対策強化海域（注1）内に錨泊中の船舶にあっては、走錨の早期検知に努め、走錨を認めた場合は揚錨し、転錨、ちちゅう等の安全な避泊方法を検討すること。	第一警戒体制及び第二警戒体制の解除

2026年9月1日現在の内容です。
勧告内容等は気象状況によって変わる
可能性があります。

【補足】京浜港(横浜区・川崎区)における港長勧告

(注1) 走錨対策強化海域



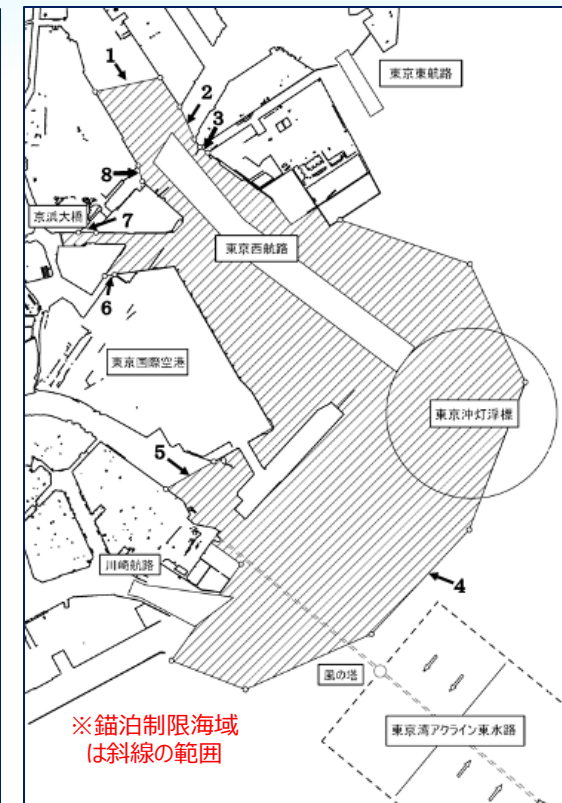
(注2) 避難対象船舶 ～第二警戒体制～

原則として次に掲げる船舶とする。但し、防波堤外に避難することが適当でないと判断される船舶を除く。

- ①総トン数1,000トン以上の危険物積載タンカー
- ②高乾舷船 (カーフェリー、コンテナ船、自動車運搬船等)
- ③風浪から比較的遮へいされるバス以外のバスに係留している総トン1,000トン以上の船舶



(注3) 錨泊制限海域



✓ ポイント

- ☞ 港での荷役や用務終了後の錨地利用はご遠慮願います (荒天避難を含む)。
- ☞ 錨泊自粛勧告時、錨泊船の積荷積載率等を確認します。停泊場所指定願やTEL等で積載状況等の報告をお願いします。
- ☞ 荒天予報時は、錨泊自粛や防波堤外への避難に係る勧告の発出を念頭に置いた船の運航をお願いします。

2026年9月1日現在の内容です。
勧告内容等は気象状況によって変わる
可能性があります。

【参考】東京湾における第三管区海上保安本部長勧告

区 分	対象海域	実施事項
湾外避難 東京湾において最大風速40m/s以上の暴風となるおそれがある場合、 東京湾へ台風の強風域が到達する2日程度前を目途に発出	東京湾	1 東京湾内に在る高リスク船等※1は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない東京湾外の海域へ避難すること。ただし、以下に掲げる船舶を除く。 (1) 平水、沿海又は限定近海を航行区域とする内航船舶その他の船舶で、船長が自船の堪航性等を考慮し東京湾外の海域で安全に避難することが困難と判断した船舶 (2) 旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を除く。以下同じ。）又は内航貨物定期航路事業※2に従事する船舶で、船長が自船の錨泊限界風速等を勘案し、東京湾内において安全に避難することが可能と判断した船舶 (3) 明鐘岬から304度方向に陸岸まで引いた線以南の東京湾内の海域※3において航行する等して避難する船舶 (4) 第三管区海上保安本部長が必要と認める船舶 2 東京湾内にある高リスク船等※1以外の船舶は、東京湾外での避泊等を含む避難海域・方法の選択、避難先の海域に応じた避難の開始等を適切に行うこと。
入湾回避 東京湾において最大風速40m/s以上の暴風となるおそれがある場合、 東京湾へ台風の強風域が到達する2日程度前を目途に発出 高リスク船等以外の船舶への入湾回避は台風の強風域が東京湾に到達する12時間前を目途とする	東京湾	1 東京湾に入湾しようとする高リスク船等※1は、入湾を回避すること。ただし、以下に掲げる船舶を除く。 (1) 平水、沿海又は限定近海を航行区域とする内航船舶その他の船舶で、船長が自船の堪航性等を勘案し東京湾外の海域で安全に避難することが困難と判断した船舶 (2) 旅客定期航路事業又は内航貨物定期航路事業※2に従事する船舶で、船長が自船の錨泊限界風速等を勘案し東京湾内の海域で安全に避難することが可能と判断した船舶 (3) 港内での係留強化等により安全に避泊することが可能な船舶又は入湾後十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない東京湾外の海域へ避難することが可能な船舶 (4) 明鐘岬から304度方向に陸岸まで引いた線以南の東京湾内の海域※3において航行する等して避難する船舶 (5) 第三管区海上保安本部長が必要と認める船舶 2 高リスク船等※1以外の船舶は、●●日●●:●●（原則として強風域が東京湾に到達する12時間前）以降、東京湾への入湾を回避すること。ただし、以下に掲げる船舶を除く。 (1) 港内での係留強化等により安全に避泊することが可能な船舶 (2) 明鐘岬から304度方向に陸岸まで引いた線以南の東京湾内の海域※3において航行する等して避難する船舶 (3) 第三管区海上保安本部長が必要と認める船舶
走錨対策強化 東京湾アクアライン周辺海域において平均風速20m/s以上の強風が予想される場合、 京浜港長が東京国際空港周辺の錨泊制限海域に発出する錨泊自粛勧告と連動して発出	走錨対策強化海域（東京湾アクアライン周辺海域）	(1) 走錨対策強化海域に錨泊する船舶は、VHF16chを常時聴守するとともに、船橋当直の増員配置、錨鎖の適切な伸出量の確保、機関及びスラスターの起動、AISの作動維持等を行い、嚴重な走錨事故防止対策を講じるとともに、走錨の早期検知及び早期解消に努め、東京湾アクアライン関連施設への衝突を防止すること。 (2) 不測の事態に備え、タグボートの手配ができる連絡体制を確立すること。

※1 高リスク船等

- ①長さ160m以上の自動車運搬船
- ②長さ160m以上のコンテナ船
- ③長さ160m以上のガスタンカー
- ④長さ160m以上のタンカー
- ⑤長さ200m以上の客船・フェリー
- ⑥長さ200m以上の貨物船
- ⑦総トン数5万トン以上の危険物積載船（液化ガス船を除く。）
- ⑧総トン数2万5千トン以上の液化ガス船
- ⑨積荷積載率（現在の積荷積載量/載貨重量トン×100）が10%以下の船舶

※2 航路の起点、寄港地、又は終点に東京湾内の港が含まれる事業に限る

※3 以下の図を参照

